

令和7年度川崎市立高等学校インターンシップ実施要項

1 目的

川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づき、川崎市立高等学校の生徒が市内の事業所等でインターンシップを体験する機会を設けることにより、生徒の学習意欲を喚起するとともに、社会から求められる能力や職業観及び勤労観の育成を図る。

2 対象者

川崎市立高等学校に在籍する生徒とする。

3 実施場所等

実施場所は、インターンシップ参加生徒（以下「実習生」という。）の受け入れを承諾し、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）が作成したインターンシップ受入事業所一覧（様式1）に登録した事業所及び公的機関（以下「事業所等」という。）とする。

4 実施時期及び期間

インターンシップの実施時期は、原則として川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年1月22日教委規則第2号）第7条に定める休業期間のうち、夏季休業、冬季休業及び学年末休業中とし、連続した平日における3日間から5日間までの範囲内で実施する。

5 事前調整の手続

- (1) 事務局は、実施に係る必要な事項について、学校及び事業所等と事前に調整する。
- (2) 事業所等は、インターンシップ事業所票（様式2）を事務局に提出する。
- (3) 事務局は、インターンシップ事業所票に基づき、インターンシップ受入事業所一覧を作成し、学校に通知する。

6 募集及び決定の手続

実習生の募集及び決定は、次のとおりとする。

- (1) 実習生の募集は、事務局が学校を通じて実施する。
- (2) インターンシップに参加を希望する生徒は、インターンシップ参加申込書（様式3）を学校に提出する。
- (3) 学校は、インターンシップ実習生候補者一覧（様式4）を事務局及び事業所等に提出する。
- (4) 事業所等は、受け入れる実習生を決定し、インターンシップ決定承諾書（様式5）を学校に提出する。
- (5) 学校は、インターンシップ受入の可否及び日程等について、実習生及びその保護者に通知する。
- (6) 実習生は、インターンシップ参加承諾書（様式6）及び誓約書（様式7）を学校に提出する。
- (7) 学校は、インターンシップ参加申込書の写し及び誓約書を事業所等に提出する。

7 実施方法等

インターンシップは原則として次のとおりとする。

- (1) 実施は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。ただし、事業所等の休憩時間に準じて休息させる。
- (2) 実習生は、目的の達成に努め、誓約書の事項を遵守するとともに、事業所等の指導に従う。
- (3) 実習生は、各実習日にインターンシップ体験報告書（様式8）を事業所等に提出する。事業所等は、記載内容を確認した上で実習生に返却する。また、事業所等が必要とする場合は、実習生健康観察票（様式9）を提出する。
- (4) 実習生は、インターンシップの実施によって知り得た情報を漏らしてはならない。インターンシップ終了後においても同様とする。
- (5) 事業所等の責任者は、実習生が欠席したとき又はその他教育上の指導が必要であると認められるときは、速やかに学校に連絡する。
- (6) 事業所等の責任者は、実習生が病気その他やむを得ない理由によりインターンシップを継続することが困難であると認められるときは、学校と協議の上、インターンシップの打ち切り及びその他必要な措置を講じる。
- (7) 事業所等が次のいずれかに該当すると認める時は、インターンシップの実施を中止することができる。
 - ア 実習生が前項までの規定に従わないとき。
 - イ インターンシップの実施を継続することにより業務に支障が生じた又はそのおそれがあるとき。
 - ウ インターンシップの目的を達成することが困難と認められるとき。

8 終了後の手続

- (1) 実習生は、インターンシップ体験報告書及びインターンシップ振り返り用紙（様式10）を学校に提出する。
- (2) 事業所等は、インターンシップ実施後アンケート（様式11）を事務局に提出する。
- (3) 学校は、インターンシップ振り返り用紙の写し及びインターンシップ実施報告書（様式12）を事務局に提出する。

9 報酬、交通費等

事業所等は、実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実施場所までの交通費、食糧費等を支給しない。

10 事故防止等

- (1) 事業所等は、インターンシップにおいて事故が発生することのないよう、実習生の安全確保に努める。
- (2) 学校は、事前に実習生をインターンシップに係る賠償責任保険・傷害保険に加入させることとする。なお、保険加入に必要な事務は、担当者がとりまとめる。また、保険料に関しては、実習生の自己負担とする。なお、何らかの事情により、実施しなかった場合

の返金はないものとする。

(3) 実習生は、事故又は損害が発生した場合、保険契約に定めるところにより対応する。

1 1 その他

本要項に定めるもののほか、インターンシップの実施について必要な事項は、関係者の協議によって定める。